

災害対策と「国家緊急権」に関する会長声明

2015年（平成27年）4月10日

兵庫県弁護士会
会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

当会は、災害対策を理由にした「国家緊急権」の創設は不要であると考える。

〈声明の理由〉

与党自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設を含む改憲の国会発議を行う方針を固め、準備と議論を進めている。当会は、阪神・淡路大震災の被災地の弁護士会として、20年にわたる復興支援活動を行ってきた経験と教訓に基づき、声明の趣旨のとおり考えるものである。

そもそも「国家緊急権」とは戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限を言う。自民党の憲法改正草案には、98条及び99条において緊急事態宣言という名称で「国家緊急権」が明記されている。

しかし、災害対策についてみれば、既に日本の災害法制は精緻に整備されている。たとえば、非常災害が発生して国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し（災害対策基本法105条）、生活必需物資等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定できるほか（同法109条）、必要に応じて地方公共団体等に必要な指示もできる（大規模地震対策特別措置法13条1項）など、内閣総理大臣の権限集中の規定がある。また、防衛大臣が災害時に部隊を派遣できる規定もある（自衛隊法83条）。さらに、都道府県知事の強制権（災害救助法7～10条等）、市町村長の強制権（災害対策基本法59、60条、63～65条等）など、私人の権利を一定範囲で制限する規定も設けられている。このように諸外国に見られる程度の「国家緊急権」の内容は、我が国では既に法律により十分に定められているのである。

そもそも、災害対策については、事前に準備していないことは緊急時にはできないというのが経験則であり、それゆえ、事前の準備を尽くすことが鉄則である。阪神・淡路大震災、東日本大震災のいずれにおいても政府の初動対応は極めて不十分であったが、それは既存の法制度の不備によるものではなく、災害対策に関する事前の備えを怠り、災害法制を十分に活用できなかったところに最大の原因がある。また、福島第一原発事故に適切な対処ができなかったのも、原発事故は決して起こらないという安全神話の下、事故に備えた事前の準備をことさらに怠ってきたことによるものである。

「国家緊急権」を憲法に新設することは、立憲主義や人権に与える深刻な影響が懸念されるとの指摘もあるが、その点に関する国民的議論も熟しているとはいえない。当会としては、災害対策に対する基本的理解を基にすれば、災害対策を理由にした「国家緊急権」の創設は不要であるといわざるを得ない。

以 上